ヤングテレホンコーナー

都道県別少年相談窓口

警察では、少年や保護者等から、非行、家出、いじめ等少年問題に関するあらゆる相談を受け付けています。

	都道府県	名　称	電話番号・メールアドレス
北海道	北海道	少年相談110番 ヤングメール	0120-677-110 道警ホームページ内
東北地方	青森	青森少年サポートセンター(新町センター) 少年サポートメール	0120-58-7867 youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp
	岩手	ヤングテレホンコーナー メール相談	019-651-7867 県警ホームページ内
	宮城	少年相談電話 いじめ110番	022-222-4970 022-221-7867
	秋田	やまびこ電話	018-824-1212
	山形	ヤングテレホンコーナー 少年相談メール	023-642-1777 県警ホームページ内
	福島	ヤングテレホン いじめ110番	024-525-8060 0120-795-110
関東地方	東京	ヤング・テレホン・コーナー	03-3580-4970
	茨城	少年相談コーナー（水戸） 少年相談コーナー（つくば）	029-231-0900 029-847-0919
	栃木	ヤングテレホン	0120-87-4152
	群馬	少年サポートセンター メール相談	027-221-1616 県警ホームページ内
	埼玉	ヤングテレホンコーナー ヤングメール	048-861-1152 県警ホームページ内
	千葉	ヤング・テレホン	0120-783-497
	神奈川	ユーステレホンコーナー	045-641-0045 0120-45-7867
中部地方	新潟	新潟少年サポートセンター 長岡少年サポートセンター	025-285-4970 0258-36-4970
	山梨	ヤングテレホン 少年相談受付	055-235-4444 県警ホームページ内
	長野	ヤングテレホン メール相談	026-232-4970 県警ホームページ内
	静岡	少年相談専用電話 メール相談	0120-783-410 県警ホームページ内
	富山	ヤングテレホンコーナー メール相談	0120-873-415 young110@gaea.ocn.ne.jp
	石川	ヤングテレホン いじめ110番	0120-497-556 0120-617-867
	福井	ヤングテレホン 少年相談電話(敦賀分室)	0120-783-214 080-6358-4970
	岐阜	ヤングテレホンコーナー 携帯メール相談	0120-783-800 gifu.young.783800@ezweb.ne.jp
	愛知	ヤングテレホン ヤングテレホンEメール	052-764-1611 県警ホームページ内
近畿地方	三重	少年相談110番	0120-41-7867
	滋賀	大津少年サポートセンター 米原少年サポートセンター	077-521-5735 0749-52-0114
	京都	ヤングテレホン	075-551-7500
	大阪	グリーンライン	06-6944-7867

	都道府県	名　称	電話番号・メールアドレス
近畿地方	兵庫	ヤングトーク	0120-786-109
	奈良	ヤング・いじめ110番（少年サポートセンター） ヤング・いじめ110番（中南和少年サポートセンター）	0742-22-0110 0744-34-0110
	和歌山	ヤングテレホン・いじめ110番 メール相談	073-425-7867 県警ホームページ内
中国地方	鳥取	東部少年サポートセンター 西部少年サポートセンター	0857-22-1574 0859-31-1574
	島根	ヤング゛テレホン/けいさつ・いじめ110番 みこぴーヤングメール	0120-786-719 県警ホームページ内
	岡山	ヤングテレホン・いじめ110番 ヤングメール	086-231-3741 youngmail@pref.okayama.jp
	広島	ヤングテレホン広島 ヤングメール	082-228-3993 県警ホームページ内
	山口	ヤングテレホン・やまぐち	0120-49-5150
四国地方	徳島	ヤングテレホン いじめホットライン	088-625-8900 088-623-7324
	香川	少年相談専用電話（少年サポートセンター） 少年相談専用電話（中讃少年サポートセンター）	087-837-4970 0877-33-3015
	愛媛	少年相談（警察本部代表）	089-934-0110
	高知	ヤングテレホン	088-822-0809
九州地方	福岡	ハートケア中央（中央少年サポートセンター） 少年相談案内	092-588-7830 県警ホームページ内
	佐賀	ヤングテレホン	0120-29-7867
	長崎	ヤングテレホン メール相談	0120-786-714 young786714@ezweb.ne.jp
	熊本	肥後っ子テレホン メール相談	096-384-4976 higokko@police.pref.kumamoto.jp
	大分	ヤングテレホン メール相談	097-532-3741 県警ホームページ内
	宮崎	ヤングテレホン	0985-23-7867
	鹿児島	ヤングテレホン ヤングメール	099-252-7867 kp-youngmail@police.pref.kagoshima.jp
	沖縄	ヤングテレホン メール相談SOS	0120-276-556 県警ホームページ内

匿名通報ダイヤル

少年福祉犯罪や児童虐待事案、薬物事犯や特殊詐欺に関する情報は、「匿名通報ダイヤル」（警視庁の委託を受けた民間団体が受理）でも通報を受け付けています。

匿名通報フリーコール（9:30～18:15月～金）
0120-924-839

ウェブ匿名通報（24時間オンライン受付）
WWW.tokumei24.jp

警察庁

SIGNAL FROM THE YOUNG

少年からのシグナル

Ⅰ 少年非行と犯罪被害の情勢

1. 少年の非行 …… 1
2. 特殊詐欺に加担する少年 …… 2
3. 少年の薬物乱用 …… 2
【コラム①】大麻乱用対策
4. 児童虐待 …… 3
5. 少年を取り巻く有害環境 …… 4
【コラム②】インターネットの利用に係る被害から子供を守るための対策
6. 子供の性被害 …… 5
【コラム③】児童が自ら撮影した画像に伴う被害

Ⅱ 少年の非行を防止し、犯罪被害から守る取組

1. 警察の体制及び関係機関との連携 …… 7
【コラム④】学校におけるいじめ問題への的確な対応
2. 警察における主な取組 …… 8
●参考　少年事件手続の流れ（概要） …… 9・10
●全国のヤングテレホンコーナー …… 裏表紙

ぴったり相談窓口

あなたにぴったりの
相談窓口をサポート

令和3年 警察庁

Ⅰ 少年非行と犯罪被害の情勢

① 少年の非行

1. 非行少年

刑法犯少年の検挙人員は平成16年以降17年連続で減少しており、令和２年中は１万7,466人と、平成23年の4分の1以下にまで減少しています。総検挙人員の約５割を占める窃盗犯の減少が全体の数値を引き下げており、特に、窃盗犯の人員に占める割合の大きい万引き、自転車盗の減少傾向が続いています。

人口比（同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員）も、令和２年は2.6人と減少傾向にありますが、依然として成人（1.6人）と比べ高い水準にあります。

刑法犯少年の再犯者率も依然として３割を超えており、少年同士の共犯率も成人同士の共犯率の２倍以上となっています。

2. 不良行為少年

令和２年中に飲酒、喫煙、深夜はいかい等の不良行為で補導された少年は33万3,182人で、前年に比べ11.1%減少しました。

2022年４月から成年年齢を20歳から18歳に引き下げる改正民法が施行されますが、喫煙と飲酒を禁止する年齢は同法の施行後も引き続き20歳未満となります。

● **刑法犯少年の検挙人員等の推移**（平成23年～令和2年）

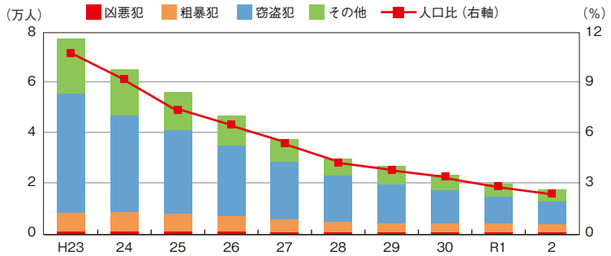

年次	H23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2
検挙人員	77,696	65,448	56,469	48,361	38,921	31,516	26,797	23,489	19,914	17,466
凶悪犯	785	836	786	703	586	538	438	463	457	522
粗暴犯	7,276	7,695	7,210	6,243	5,093	4,197	3,619	3,623	3,484	3,060
窃盗犯	47,776	38,370	33,134	28,246	23,015	18,298	15,575	13,163	10,813	9,222
人口比	10.7	9.1	7.8	6.8	5.5	4.5	3.8	3.4	2.9	2.6

● **刑法犯少年の再犯者数等の推移**（平成23年～令和2年）

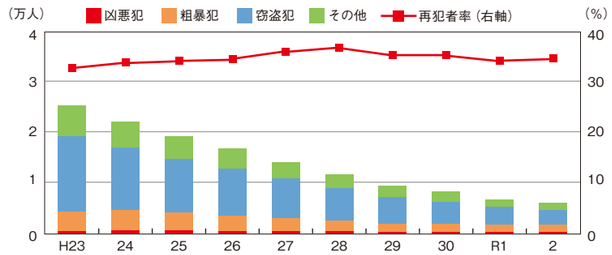

年　次	H23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2
再犯者数	25,435	22,179	19,345	16,888	14,155	11,696	9,510	8,335	6,773	6,068
凶悪犯	467	500	500	400	354	329	235	232	225	272
粗暴犯	3,822	4,045	3,685	3,208	2,618	2,203	1,752	1,757	1,553	1,408
窃盗犯	15,117	12,455	10,652	9,336	7,996	6,517	5,279	4,313	3,472	3,032
再犯者率（%）	32.7	33.9	34.3	34.9	36.4	37.1	35.5	35.5	34.0	34.7

● **不良行為少年の補導人員の推移**（平成23年～令和2年）

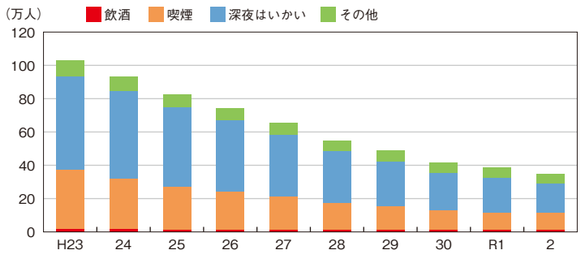

年　次	H23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2
補導人員	1,013,167	917,926	809,652	731,174	641,798	536,420	476,284	404,754	374,982	333,182
飲酒	16,724	15,481	14,153	12,191	11,681	11,648	12,822	13,371	13,895	12,806
喫煙	353,258	303,344	257,043	225,920	198,555	162,231	138,588	112,861	98,787	99,220
深夜はいかい	564,575	526,421	472,852	429,943	373,132	309,239	270,667	226,377	210,691	179,186

② 特殊詐欺に加担する少年

令和２年中に特殊詐欺で検挙された少年は491人と、前年と比べ減少しましたが、総検挙人員に占める少年の割合は18.7%であり、約5人に1人が少年です。また、検挙された少年のうち、約8割が「受け子」と呼ばれるだまし取った現金等の受取役であり、遊興費欲しさに安易に犯行に加担してしまう例が後を絶ちません。

● **特殊詐欺で検挙された少年の検挙人員の推移**
（平成25年～令和2年）

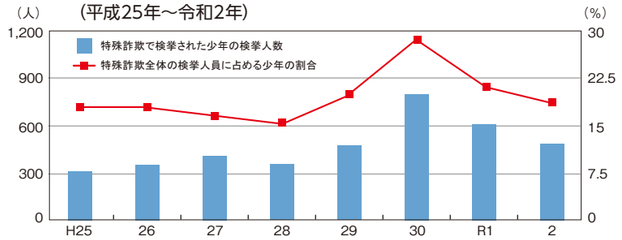

年　次	H25	26	27	28	29	30	R1	2
検挙人員	317	355	415	360	480	812	619	491
少年の割合	17.9	17.9	16.6	15.2	19.6	28.6	21.6	18.7

※特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）の総称であり、その代表的なものがオレオレ詐欺や架空料金請求詐欺等です。

③ 少年の薬物乱用

大麻や覚醒剤等の薬物乱用は少年にまで広がっています。特に大麻事犯で検挙された少年は平成26年以降増え続け、令和２年は前年を大幅に上回り、過去最多を更新するなど、乱用の拡大が深刻化しています。

大麻の所持や売買等は法律で厳しく規制されていますが、インターネット上や友人・知人からの「身体への悪影響がない」「依存性がない」などの誤った情報をうのみにして、好奇心やその場の雰囲気で安易に乱用するなどの例が後を絶ちません。

罰則（大麻取締法）

所持／譲渡・譲受	単純：5年以下の懲役（営利目的：7年以下の懲役　情状により200万円以下の罰金を併科）
栽培／輸出・輸入	単純：7年以下の懲役（営利目的：10年以下の懲役　情状により300万円以下の罰金を併科）

大麻を乱用すると、幻覚作用や記憶への影響、学習能力の低下等、心身に深刻な影響を与えることに加えて、繰り返し使用することで、さらに使用を重ねたくなる「薬物依存」を引き起こします。そうなると、自分の意志ではやめることができなくなり、身体と精神を破壊してしまいます。

● **覚醒剤、大麻等で検挙された少年の検挙人員の推移**
（平成23年～令和２年）

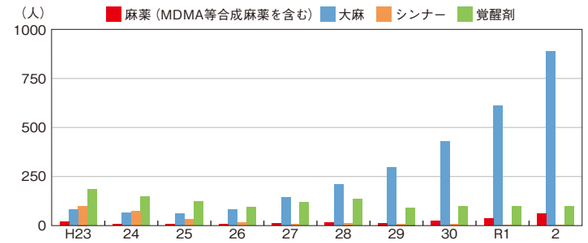

年　次	H23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2
覚醒剤	183	148	124	92	119	136	91	96	97	96
大　麻	81	66	59	80	144	210	297	429	609	887
麻　薬（MDMA等合成麻薬を含む）	19	7	8	6	11	14	13	24	37	60
シンナー	100	74	32	14	7	13	9	7	1	3

● **大麻に対する危険（有害）性の認識**（令和２年）

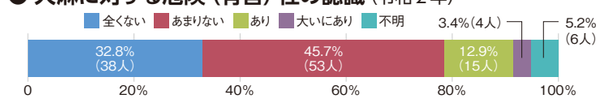

● **大麻を初めて使用した経緯**
（令和2年）　合計：361人

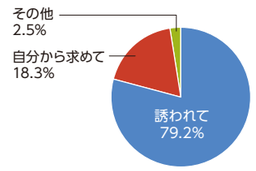

● **大麻を初めて使用した動機**
（令和2年）　合計：361人（複数解答）

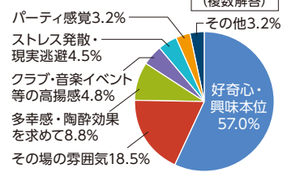

※「大麻に対する危険（有害）性の認識」については犯行時の年齢が20歳未満の者の認識であり、「大麻を初めて使用した経緯、動機」については初回使用時の年齢が20歳未満の者の経緯・動機である。また、いずれについても令和２年の一定期間に大麻取締法で違反態様が単純所持で検挙された者について、捜査過程において明らかとなった事項の調査結果である。

コラム①：大麻乱用対策

もしも、あなたが大麻に誘われたら…。
断ったら友達から嫌われる？逆らえない相手だったら？
いざという時の対応方法を覚えて、きっちり断る練習をしておきましょう。

警察庁制作
広報啓発チラシ

A・B・C それぞれの状況において誘いを断る！

A 友達に誘われたら

B 断りにくい先輩に誘われたら

C ネットで知り合った人に

④ 児童虐待

令和２年中の児童虐待事件の検挙件数は2,133件、検挙人員は2,182人と、統計をとり始めた平成11年以降、過去最多となっています。また、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は年々増加し、令和２年中は過去最多の10万6,991人となっており、児童虐待の問題は極めて深刻な状況にあります。

児童虐待は、児童が自ら助けを求めることが困難である、被害を受けていること自体を認識できないなどの理由により、被害が潜在化・長期化し、深刻な被害に至る可能性が高いことから、警察では、児童の安全確保を最優先とした対応を行っています。

児童虐待が疑われる事案を認知した際には、早期に現場臨場等を行い、警察職員が児童の安全を直接確認するように徹底するとともに、事件化すべき事案については厳正な捜査を行っています。

また、児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所に対して確実に通告等を実施し、児童相談所等の関係機関との情報共有を図るとともに、自治体からの要請に基づいて要保護児童対策地域協議会に構成員として参加するなど、関係機関と緊密に連携しながら、児童の安全確保を最優先とした対応を徹底しています。

● 児童虐待事件の検挙件数等の推移
（平成23年～令和2年）

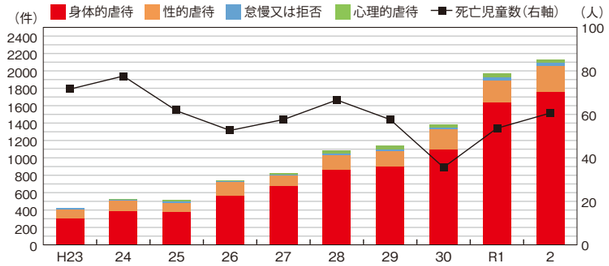

年　次	H23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2
検挙件数	421	521	514	740	822	1,081	1,138	1,380	1,972	2,133
身体的虐待	305	387	376	564	679	866	904	1,095	1,641	1,756
性的虐待	96	112	103	150	117	162	169	226	246	299
怠慢又は拒否	19	16	19	15	8	22	21	24	35	32
心理的虐待	1	6	16	11	18	31	44	35	50	46
※死亡児童数	72	78	62	53	58	67	58	36	54	61

※無理心中、出産直後の殺人及び遺棄を含む。

● 警察から児童相談所に通告した児童数の推移
（平成23年～令和2年）

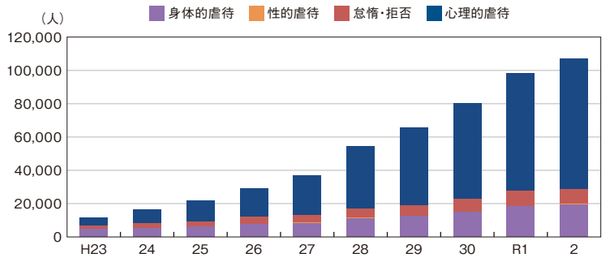

年　次	H23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2
通告人員（人）	11,536	16,387	21,603	28,923	37,020	54,227	65,431	80,252	98,222	106,991
身体的虐待	4,484	5,222	6,150	7,690	8,259	11,165	12,343	14,836	18,279	19,452
性的虐待	150	163	149	177	171	251	251	260	264	295
怠慢・拒否	2,012	2,736	2,960	3,898	4,431	5,628	6,398	7,722	8,958	8,859
心理的虐待	4,890	8,266	12,344	17,158	24,159	37,183	46,439	57,434	70,721	78,385

児童虐待の類型

▶ 身体的虐待
児童の身体に外傷が生じ又は生じるおそれのある暴行を加えること

▶ 性的虐待
児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

▶ 怠惰又は拒否
児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的虐待、性的虐待、又は心理的虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

▶ 心理的虐待
児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

⑤ 少年を取り巻く有害環境

1. インターネット上の違法・有害情報

近年、中学生・高校生だけでなく、低年齢層の児童にもインターネットの利用が広まり、令和２年度に内閣府が行った調査（「青少年のインターネット利用環境実態調査」）によると10歳未満の児童の64.0％がインターネットを利用しているとされています。

インターネット上には、残酷な暴力シーンや過激な性描写を含むもの等、児童に有害な影響を与える情報が氾濫しているほか、近年、スマートフォン等からSNSを利用して児童が性犯罪等の被害に遭う事例が多発しており、言葉巧みに誘導されて、誘拐などの極めて重大な事案に発展するケースもあります。

被害児童のSNSへのアクセス手段は、スマートフォンが93.5％を占める一方で、犯罪被害防止に有効な手段であるフィルタリング※1は、85.5％※2の児童が被害時に利用していませんでした。

こうした状況を踏まえ、平成30年２月に、「青少年インターネット環境整備法」※3が改正され、携帯電話販売店等のフィルタリングに係る説明義務等が新設されるなどしました。警察では関係機関・団体等と連携し、保護者に対する啓発活動、児童に対する情報モラル教育、携帯電話事業者等に対するフィルタリング等の普及促進のための要請等の取組を推進しています。

※1 フィルタリングとは、インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービスをいいます。
※2 フィルタリングの利用の有無が判明したものに限ります。
※3 正式名は「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」といいます。

● SNSに起因する事犯の被害児童数の推移
（平成23年～令和2年）

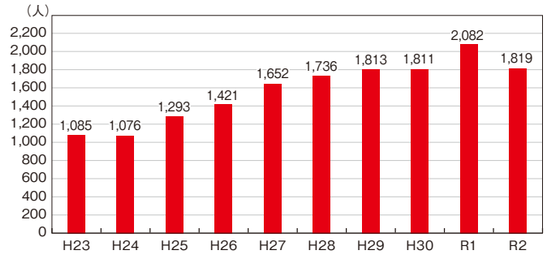

● SNSに起因する事犯の被害児童に関する被害当時のフィルタリングの利用状況
（令和2年）

合計：1,151人

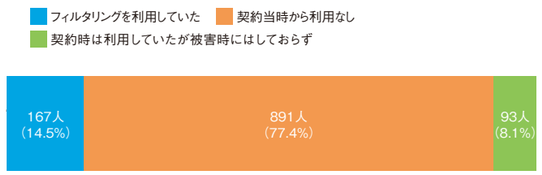

● 被疑者等被害児童が知り合うきっかけとなったサイトの割合（令和2年）

合計：1,819人

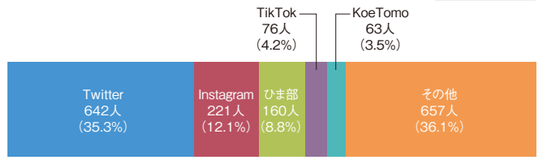

2. 「JKビジネス」問題

「JKビジネス」と呼ばれる営業により、児童が性犯罪等の被害に遭う問題が発生していることから、警察では、これら営業の実態把握に努めるとともに、同営業において稼働している女子高校生等に対する指導・助言や経営者等の違法行為に対する取締り等を推進しています。

コラム②：インターネットの利用に係る被害から子供を守るための対策

犯罪やトラブルから子供を守るために、「フィルタリング」を上手に活用することが大切です。スマートフォン等の契約時に携帯電話販売店等で子供の年齢や利用目的に合った「フィルタリング」の説明・設定をしてもらいましょう。また、日頃から家庭でのコミュニケーションをとり、子供にインターネットの危険性を教えることや、利用目的や利用時間等を子供と一緒に話し合い、「家庭のルール」を作ることも大切です。

右記の点を子供に注意しているか、チェックしてみましょう！

- □ 接続するサイトやダウンロードするアプリは保護者に確認する。
- □ 氏名等個人を特定される情報を書き込まない。
- □ 知らない人と電話やメール、メッセージの交換をしない。
- □ 他人のID・パスワードを勝手に使わない。
- □ 男女関係なく、下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない。
- □ 利用料金や利用時間を決める。
- □ 困ったことがあれば、必ず保護者にすぐに相談する。
- □ 「家庭のルール」を守れなかった時のルールを決める。

⑥ 子供の性被害

1. 児童買春事犯等

児童買春等は、子供の心身に有害な影響を与え、その権利を著しく侵害する悪質な犯罪です。

警察では、児童買春を始めとする子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を推進しています。

● 児童買春事犯等の検挙件数・人員、被害児童数の推移
（平成23年～令和2年）

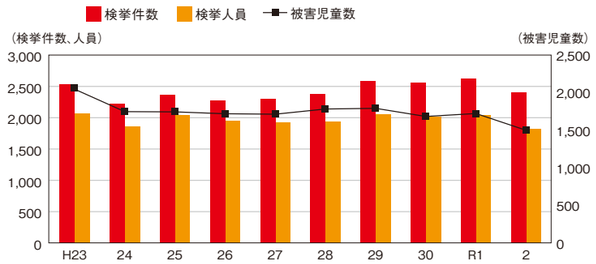

年　次	H23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2
検挙件数	2,539	2,223	2,370	2,280	2,296	2,371	2,580	2,555	2,629	2,409
検挙人員	2,071	1,857	2,040	1,951	1,918	1,936	2,057	2,010	2,037	1,818
被害児童数	2,078	1,779	1,776	1,751	1,745	1,814	1,823	1,715	1,754	1,531

SNS上の不適切な書き込みに対する注意喚起メッセージ

児童の性被害を誘引していると思われる者に向けたメッセージ

@●●　syounen　●月●日

こちらは●●警察少年課です。
児童買春や児童ポルノの製造
等の子供への性犯罪は、
子供の人権を著しく侵害する
極めて悪質な行為です。

児童と思われる者に向けたメッセージ

@●●　syounen　●月●日

こちらは●●警察少年課です。
この書き込みは児童買春などの
被害につながるおそれがあります。
また、見ず知らずの相手と会うことは
誘拐や殺人などの重大な事件に
巻き込まれるおそれのある
大変危険な行為です。

2. 児童ポルノ事犯

児童ポルノは、児童の性被害・性的虐待の記録であり、児童の人権を著しく侵害するものです。児童ポルノがインターネット上に流出すれば回収は事実上不可能であり、被害児童の苦しみは将来にわたって続きます。

警察では、「児童買春・児童ポルノ禁止法」※により、児童ポルノの製造や提供はもちろん自己の性的好奇心を満たす目的による所持等について積極的な取締りを行っています。

被害児童の学職別では、高校生が45.3%、中学生が35.2%、小学生以下の者が16.0%を占めています。

※正式名は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」といいます。

● 児童ポルノ事犯の検挙件数・人員、被害児童数の推移
（平成23年～令和2年）

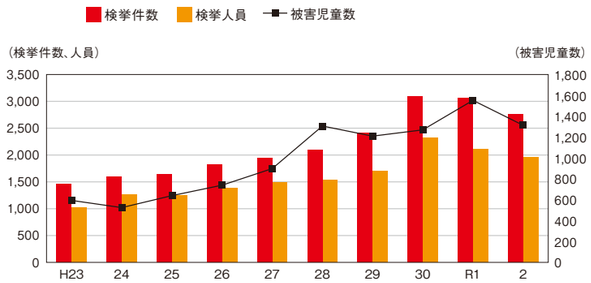

年　次	H23	24	25	26	27	28	29	30	R1	2
検挙件数	1,455	1,596	1,644	1,828	1,938	2,097	2,413	3,097	3,059	2,757
検挙人員	1,016	1,268	1,252	1,380	1,483	1,531	1,703	2,315	2,116	1,965
被害児童数	600	531	646	746	905	1,313	1,216	1,276	1,559	1,320

このような被害が実際に起きています

◎ A子（6歳）は ……
オンラインゲームで知り合った男に、自らの裸の写真を自分で撮らされ、その写真をSNSで送信させられた。

◎ B子（12歳）は ……
SNSで知り合った男から言葉巧みに誘い出され、わいせつな行為をされ、その様子を撮影された。その後、男は、その動画を販売した。

◎ C子（14歳）は ……
男がSNS上に掲載した嘘のアルバイト情報を信じ込み、男と連絡を取り、会ったところ、男からわいせつな行為をされた。

◎ D子（15歳）は ……
SNSで芸能事務所マネージャーと偽る男と接触し、男に「仕事をするには枕営業が必要」などとだまされ、わいせつな行為をされた。

◎ E子（15歳）は ……
SNSを介して「援デリ業者」を紹介され、業者に引き合わされた男性客を相手にわいせつな行為をさせられた。

◎ F子（17歳）は ……
出会い系アプリで知り合った男にわいせつな行為をされ、その後、F子が関係を断とうとしたところ、男に「学校に連絡する」などと脅された。

コラム③：「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」

児童が自らを撮影した画像に伴う被害」とは、だまされたり、脅かされたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送らされる被害をいいます。

令和２年における児童ポルノ事犯の「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」に遭った児童数は511人であり、過去最多となった前年より減少しました。

被害態様別では、児童ポルノ事犯の約４割が「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」の被害児童です。学職別では、「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」に遭った児童の39.9%が高校生、47.7%が中学生と、約９割が中学生と高校生です。

● 児童ポルノ事犯の被害態様別（製造手段別）の割合
（平成26年～令和２年）

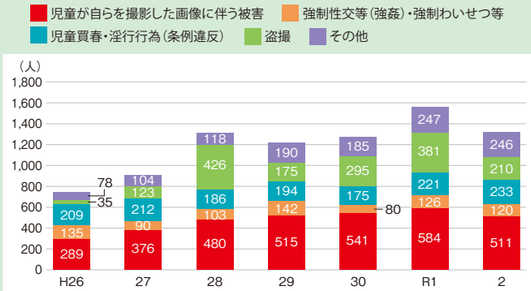

●「児童が自らを撮影した画像に伴う被害」に遭った児童の学職別の割合（平成26年～令和２年）

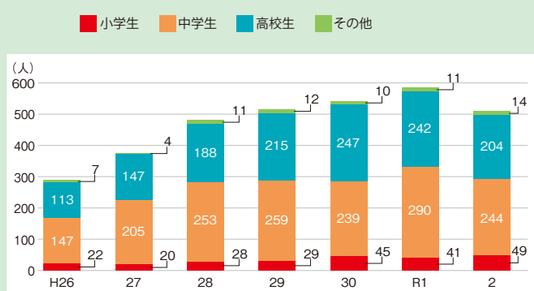

Ⅱ 少年の非行を防止し、犯罪被害から　守る取組

❶ 警察の体制及び関係機関との連携

❶ 少年サポートセンター

全国の都道府県警察では、少年サポートセンターを設置し、少年問題に関する専門的な知識及び技能を有する少年補導職員を中心に、学校、児童相談所その他関係機関・団体と緊密に連携しながら、少年相談活動、街頭補導活動、継続補導・立ち直り支援活動、被害少年への支援活動、広報啓発活動等を行っています。

❷ 少年サポートチーム

問題を抱える少年について個々の状況に応じた立ち直りを的確に支援するため、学校、警察、児童相談所等の関係機関の担当者が少年サポートチームを結成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言等を行っています。

❸ 警察と学校等との連携

教育委員会等と警察との間で締結した協定等に基づき、非行少年等に関する情報を学校と警察が相互に連絡する「学校警察連絡制度」が運用されています。

また、警察署の管轄区域や市区町村の区域等を単位とした学校警察連絡協議会を設置して、情報交換等を行っています。

❹ スクールサポーター

退職した警察官等をスクールサポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っています。

❺ 少年警察ボランティア・少年警察学生ボランティア

全国の都道府県警察では少年警察ボランティア（少年補導員、少年警察協助員、少年指導委員）を委嘱しており、警察職員と協働して街頭補導活動、広報啓発活動その他少年の健全育成のための活動を推進しています。

また、大学生を中心とした少年警察学生ボランティアは、少年と年齢が近くその心情や行動を理解しやすいなどの特性を生かし、修学支援活動や少年の居場所づくり活動等にも取り組んでいます。

❷ 警察における主な取組

❶ 少年相談

少年や保護者等からの家庭・学校・交友等に関する問題や犯罪被害等の悩みや困りごとについて、少年サポートセンターや警察署の少年係等において、専門的な知識を有する警察職員が必要な指導・助言を行っています。

また、「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話やメールによる相談窓口も開設しています。

（裏表紙参照）

❷ 街頭補導

少年の非行を防止するには、飲酒、喫煙、深夜はいかい等の不良行為や問題行動を発見した段階で、適切な指導・助言を行うことが重要であることから、警察職員や少年警察ボランティア等を中心として、繁華街や公園等の少年のたまり場となりやすい場所を重点に、街頭補導を行っています。

❸ 継続補導・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年の非行を防止するため、必要と認められる場合には、保護者等と協力し、少年に対して継続的な助言、指導、カウンセリング等の継続補導を行っています。

また、問題を抱え再び非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から積極的に連絡し、継続的に声を掛けるほか、体験活動等への参加促進、修学・就労の支援等を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しています。

❹ 少年の社会参加活動、体験活動等の機会の確保

少年の健全育成のため、関係機関・団体、地域社会と協力し、各種スポーツ活動や清掃活動等の社会奉仕活動、農作業体験や料理体験等の体験活動等の機会を通じて、少年の心の拠り所となる「居場所づくり」を推進しています。

❺ 被害少年への支援

性犯罪やいじめ等の被害を受けた少年に対し、心理学等の専門的な知識を有する少年補導職員等が、精神的ダメージの回復やその軽減に向け、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援活動を行っています。

❻ 非行防止教室等の開催

少年の規範意識の向上を図ったり、少年がSNSに起因した犯罪被害に遭わないようにしたりするため、学校等の関係機関と連携し、警察職員等を学校へ派遣し、非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催しています。

❼ 広報啓発活動、情報発信

各種イベント等の機会を通じて、少年の非行防止と健全育成に向けた広報啓発活動を積極的に行うほか、少年の非行や犯罪被害の実態等について情報発信を行っています。

コラム④：学校におけるいじめ問題への的確な対応

警察では、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、いじめを受けた児童生徒（以下「被害児童等」という。）及びその保護者の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、必要な対応を推進しています。

また、被害児童等に対しては、少年サポートセンターの少年補導職員等によるカウンセリング等の継続的な支援を行うとともに、被害少年カウンセリングアドバイザーによる助言を受けるなどして、きめ細やかな支援を行っています。

基本的な考え方　教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、被害児童及び保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとる。

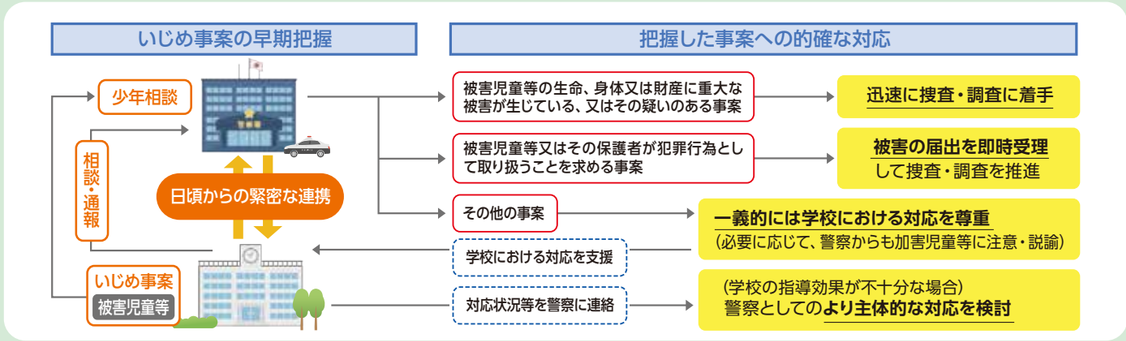

少年事件手続きの流れ(概要)

事件発生

警 察

非行のある少年が判明したら、取調べ（逮捕する場合もあります。）や質問等により、どのような非行があったのかを明らかにします。

14歳以上の少年で、法定刑が懲役・禁錮等の比較的重い犯罪を犯した場合は、検察庁に事件を送ります。

14歳以上の少年で、法定刑が罰金以下の犯罪を犯した場合は、直接、家庭裁判所に事件を送ります。

14歳未満の少年は罰せられることはありませんが、少年の行為や環境等に応じ児童相談所に送致・通告します。

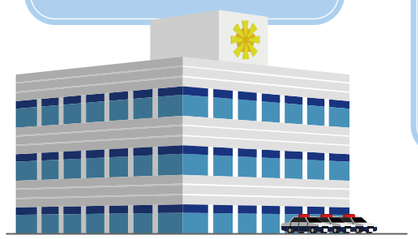

検察庁

検察官が取調べをした後、少年をどのような処分にするのがよいのかの意見を付けて、事件を家庭裁判所に送ります。

児童相談所

家庭裁判所での審判や保護処分が必要であると判断した場合は、事件を家庭裁判所へ送致します。

児童福祉法上の措置をとって事件を終わらせることもあります。

家庭裁判所

送られてきた事件について、審判（大人の事件でいう裁判）を開始するかどうかを決定します。

保護処分（刑事処分や児童相談所へ送る処分以外の処分）が必要であると認められる場合は、審判手続を開始します。

これまでの手続の過程で、少年が十分改心し、もはや審判廷に呼び出す必要がないと判断された場合は、審判手続を開始せず、終了します。

＝審判不開始

少年が凶悪な犯罪を犯した場合等、刑事処分にするべきであると認められた場合には事件を検察庁に送り返します。ただし、14歳未満の少年は検察庁に送り返すことはありません。

＝逆送事件

少年鑑別所

家庭裁判所は、審判を行うため必要があるときは、少年鑑別所収容の決定を行うことがあります（2週間～最大8週間）。

＝観護の措置

審 判

検察庁

裁判所に公訴を提起するかどうかを決定します。ただし、この逆送事件の場合は、原則として起訴されます。

起訴 | **不起訴**

裁判所

通常の大人の事件と同様に、刑罰を科すかどうかの決定をします。

児童自立支援施設への入所や里親への委託等

不処分

少年が非行を克服し、保護処分の必要がないと認められた場合は不処分とし、保護処分に付さない旨の決定をします。

保護処分

● 少年院送致

少年を施設に収容し、矯正教育その他の必要な処遇を行うことによって、改善更生及び円滑な社会復帰を図る必要があると認められた場合は、少年院に送ります。

①第一種少年院	②第二種少年院	③第三種少年院
保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がないおおむね12歳以上23歳未満の者を収容します。	保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害がない犯罪的傾向が進んだおおむね16歳以上23歳未満の者を収容します。	保護処分の執行を受ける者であって、心身に著しい障害があるおおむね12歳以上26歳未満の者を収容します。

さらに、各少年院は、在院者の特性に応じた矯正教育課程に分かれています。

● 児童自立支援施設・児童養護施設送致

少年を取り巻く環境を重視し、施設における生活指導を要すると認められる場合は、児童自立支援施設（非行を犯した児童等の支援施設）、児童養護施設（保護者のない児童、虐待されている児童等の保護施設）に入所させ、社会復帰を促します。

● 保護観察

保護司等の監督の下で少年が改善・更生することが可能と認められる場合は、少年が自分自身の力で社会復帰できるように、保護観察官や保護司が補導援護する保護観察の処分にします。

刑事処分

● 死刑

罪を犯した時18歳未満の者を死刑をもって処断すべき時は無期刑を科します。

● 無期懲役・禁錮

罪を犯した時18歳未満の者に対して無期刑をもって処断すべき時は、無期刑を科すか10年以上20年以下の懲役・禁錮を科すかを裁判所が選択します。

● 有期懲役・禁錮

有期刑をもって処断すべき時は、長期と短期を定めた不定期刑を言い渡します。この場合、短期は10年、長期は15年を越えることはできません。

● 罰金刑